

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第3号 (水大気環境課) 1
- 愛知県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 第4号 (中小企業金融課) 12

告示

- 道路の区域の変更 第34号 (道路維持課) 12
- 道路の供用の開始 第35号 (同) 13
- 道路の供用の廃止 第36号 (同) 13
- 自動車専用道路の指定 第37号 (同) 13
- 自動車専用道路の指定の解除 第38号 (同) 13
- 道路整備特別措置法による道路の区域の変更 第39号 (同) 13

公告

- 森林法第189条の規定による掲示 (森林保全課) 14
- 公共測量の実施 (用地課) 14
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 14

雑報

- 有料道路に関する工事の一部完了 (愛知県道路公社) 15

規 則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年愛知県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年愛知県条例第二十四号。以下「条例」という。)」を「条例」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる申請者(条例第二条第一項又は第三項の登録を受けようとする者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 法人である申請者 次に掲げる書類

- (1) 当該法人の登記事項証明書



- (2) 当該法人の役員（条例第三条第二項第三号に規定する役員をいう。以下この号及び第四条第二項第三号において同じ。）の住民票の写し
- (3) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員にあつては、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員（若しくは取締役）の住民票の写し）

ロ 個人である申請者 次に掲げる書類

- (1) 当該申請者の住民票の写し
- (2) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である申請者にあつては、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員（若しくは取締役）の住民票の写し）

第一条第二項に次の二号を加える。

五 営業所に置く浄化槽管理士の浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の計画の概要を記載した書類

六 条例第二条第二項第一号に掲げる者として同条第一項又は第三項の登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 前条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合することを誓約する書類

ロ 前条第三号及び第四号に掲げる基準に適合することを証する書類

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第一条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年愛知県条例第二十四号。以下「条例」という。）

第二条第二項第一号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 五年以上引き続き県内において浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営んでいること。

二 過去五年間において、次に掲げる不利益処分を受けていないこと。

イ 浄化槽法（昭五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第十二条第二項の規定による改善措置の命令

ロ 法第三十二条第三項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

ハ 法第四十一条第二項の規定による許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

ニ 条例第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

ホ 名古屋市長古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和六十年名古屋市長古屋市条例第四十二号）第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

ヘ 豊橋市長浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成十年豊橋市長条例第五十三号）第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

ト 岡崎市長浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成十四年岡崎市長条例第五十五号）第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

チ 豊田市長浄化槽保守点検業者登録条例（平成九年豊田市長条例第三十七号）第十三条第一項の規定による登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止の命令

三 次に掲げる事項について、インターネットを利用する方法により公表していること。

イ 氏名又は名称及び住所

ロ 営業所の名称及び所在地

ハ 法人にあつては、その設立年月日、資本金又は出資金並びに役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び就任年月日

ニ 営業区域に係る市町村名

ホ 浄化槽保守点検業の内容

四 法人税、消費税、住民税（県民税及び市町村民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）を滞納していないこと。

五 当該登録の申請をする日（以下この号において「申請日」という。）の属する年度（当該申請日が当該申請日の属する年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、当該申請日の属する年度の前年度）前二年度のいずれかの年度において、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 県内において知事が定める回数以上の浄化槽の保守点検を行つていること。

ロ 県内において保守点検を行つた浄化槽に占める法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査並びに法第十条第一項の浄化槽の保守点検及び清掃が必要な回数行われているものとして知事が定める浄化槽の割合が知事が定める割合以上であること。

六 営業所に置く浄化槽管理士（やむを得ない理由があると知事が認める浄化槽管理士を除く。）のいずれもが、過去五年間において、県その他知事が定める団体が行う浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修を二年を超えない期間ごとに受けていること。

第四条第二項第一号を次のように改める。

- 一 条例第三条第一項第一号 次に掲げる浄化槽保守点検業者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 法人である浄化槽保守点検業者 当該法人の登記事項証明書
 - ロ 個人である浄化槽保守点検業者 その者の住民票の写し

第四条第二項第二号中「第一条第二項第三号」を「第一条の二第二項第三号」に改め、「及び法人にあつては、法人の登記事項証明書」を削り、同項第三号中「及び」を「並びに」に、「第五号まで」を「第六号まで及び第九号」に、「書類」を「書類並びにその者の住民票の写し（浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員にあつては、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）を含む。）」に改め、同項第四号中「第一条第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改め、同項第五号中「第一条第二項第一号及び第二号」を「第一条の二第二項第二号」に、「書類」を「書類及び様式第一別紙一並びに新たに営業所に置いた浄化槽管理士については、同項第一号に掲げる書類」に改め、同項に次の一号を加える。

六 条例第三条第一項第六号 様式第一別紙一

第十条第二項第一号及び第二号中「第二条第二項」を「第一条の二第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中「様式第八」を「様式第十」に改め、同条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条第二項中「有効期限」の下に「並びに優良浄化槽保守点検業者の認定の有無（条例第二条第二項第一号に掲げる者として同条第二項又は第三項の登録を受けているか否かの別をいう。）」を加え、同条第二項中「様式第七」を「様式第九」に改め、同条を第十条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

（浄化槽管理士の資格を証する書類）

第七条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、浄化槽管理士免状若しくはその写し又は公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する浄化槽管理士証とする。

（浄化槽の清掃をすべき時期等の通知の様式）

第八条 条例第十条第三項及び第七項の規則で定める様式は、同条第三項第二号に掲げる事項にあつては様式第七、同項第三号に掲げる事項にあつては様式第八のとおりとする。

（再委託の基準）

第九条 条例第十条第五項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 条例第十条第五項ただし書の規定による委託をすることについて、当該浄化槽の管理者が承諾していること。

二 条例第十条第五項ただし書の規定による委託を受ける浄化槽保守点検業者に対し、当該委託をする浄化槽保守点検業者が過去三年間に行つた当該浄化槽の保守点検の結果の写しを送付すること。

様式第一を次のように改める。

様式第1（第1条の2、第4条関係）

浄化槽保守点検業者登録申請書 更新登録				
年 月 日				
愛知県知事 殿				
申請者 住 所 氏名又は名称 印 （法人にあつては、代表者の氏名）				
浄化槽保守点検業者の登録更新登録を受けたいので、浄化槽保守点検業者の登録に関する条 例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。				
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、役員（条例第3条第1項第3号に規定する役員をいう。）の氏名				
営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとの浄化槽管理士の氏名、その者の浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する区域	別紙1のとおり。			
営業区域に係る市町村ごとに浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地	別紙2のとおり。			
申請時において既に受けている登録	年月日	年 月 日	番 号	第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1

営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとの浄化槽管理士の氏名、
その者の浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する区域

営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		
名 称	所 在 地	氏 名	免状の交付番号	担当する区域

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 主たる営業所の名称を○で囲むこと。

別紙2

営業区域に係る市町村ごとに浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地		
営業区域に係る市町村名	連絡をとる浄化槽清掃業者	
	氏名又は名称	営業所の所在地

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 営業区域に係る市町村ごとに主たる連絡先となる浄化槽清掃業者の氏名又は名称を○で囲むこと。

様式第二(表)中
第1条を第1条の2に改める。

様式第三(表)中
業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者を
を
に改め、同様式(裏)を次のように改める。
条例第3条第1項第3号に規定する役員をいう。

(裏)

営業所		
名称	所在地	
浄化槽管理士		
氏名	免状の交付番号	担当する区域
営業区域に係る市町村名	連絡をとる浄化槽清掃業者	
	氏名又は名称	営業所の所在地

様式第七を次のように改める。

様式第7（第8条関係）

浄化槽の清掃実施時期に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 愛知県知事 第 号
 住所
 氏名又は名称
 （法人にあつては、代表者の氏名）
 浄化槽管理士 印
 電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条に定める保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第3項の規定により、浄化槽の清掃をすべき時期を下記2のとおり通知します。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 浄化槽の清掃をすべき時期	<p><input type="checkbox"/> 月までに浄化槽の清掃が必要であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 速やかに浄化槽の清掃が必要であること。</p> <p>【理由】</p> <p><input type="checkbox"/> 浄化槽法第10条第1項に定めるところによる清掃が行われていないため。</p> <p><input type="checkbox"/> その他生活環境の保全及び公衆衛生上浄化槽の清掃が必要であるため。</p>

浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）は、浄化槽法の規定により、毎年1回（全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月ごとに1回以上）、浄化槽の清掃をしなければならないとされています（浄化槽法第10条第1項）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八中
第9条を第12条に、

「浄化槽保守点検業者」
を

「浄化槽保守点検業者その他浄化槽保守点検業を営む者」
に、

若しくは事務所
を

「事務所その他の場所」
に改め、同様式を様式第十とし、様式

に改め、同様式を様式第十とし、様式

第七の次に次の二様式を加える。

様式第8（第8条関係）

浄化槽の水質検査時期に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 愛知県知事 第 号
 住所
 氏名又は名称
 （法人にあつては、代表者の氏名）
 浄化槽管理士 印
 電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法施行規則第2条に定める保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第3項の規定により、浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査を受けるべき時期を下記2のとおり通知します。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 水質に関する検査を受けるべき時期	<input type="checkbox"/> 浄化槽法第 条第1項の水質に関する検査を 月までに実施すること。 <input type="checkbox"/> 浄化槽法第 条第1項の水質に関する検査が実施されていないので、速やかに実施すること。

浄化槽管理者（浄化槽の所有者等）は、浄化槽法の規定により、以下のとおり指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされています。

- 1 設置後等の水質検査（浄化槽法第7条第1項）
 使用開始後3か月を経過した日から5か月の期間内に1回
- 2 定期検査（浄化槽法第11条第1項）
 毎年1回

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9 (第10条関係)

浄化槽保守点検業者登録票【愛知県】	
氏名 (名称及び代表者) (氏名)	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録の有効期限	年 月 日
優良浄化槽保守点検業者の認定	

備考 1 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチ

メートル以上とする。

2 「優良浄化槽保守点検業者の認定の有無」の欄には、条例第2条第2項第1号に掲げる者として登録を受けている場合は「有」と、同号に掲げる者以外の者として登録を受けている場合は「無」と記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている標識は、改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四号

愛知県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛知県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十二年愛知県規則第五号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

別表第一の一の項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「第八条第二項」を「第十四条第二項」に、「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同表の一の二の項中「第十条第二項」を「第十六条第二項」に、「第十二条第二項」を「第十七条第二項」に、「第二条第九項」を「第二条第十二項」に改め、同表の二の二の項中「第二条第十一号」を「第二条第十六号」に改め、同表の六の項中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第二の小規模事業者貸付けの項及び普通貸付けの項中「〇・五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表備考第五号又中「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同号7中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の愛知県中小企業高度化資金貸付規則に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金に係る利率については、なお従前の例による。

告 示

愛知県告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区 域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延 長
県道	須美福岡線	旧	岡崎市福岡町字永池11番地先から同6番9地先まで	m 15.5 ~ 16.4	km 0.016
		新	同	15.5 ~ 26.1	同

愛知県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道	中部国際空港線	常滑市りんくう町二丁目11番地先から同りんくう町一丁目3番1地先まで	令和2年2月13日

愛知県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用廃止の区 間	供用廃止の期日
県道	中部国際空港線	常滑市りんくう町二丁目11番地先から同10番地先まで	令和2年2月13日
		常滑市りんくう町一丁目6番地先から同3番1地先まで	

愛知県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のように自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	指 定 する 道 路 の 部 分	指 定 する 期 日
県道	中部国際空港線	常滑市りんくう町二丁目11番地先から同りんくう町一丁目3番1地先まで	令和2年2月13日

愛知県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のように自動車専用道路の指定を解除する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	指 定 を 解 除 する 道 路 の 部 分	指 定 を 解 除 する 期 日
県道	中部国際空港線	常滑市りんくう町二丁目11番地先から同10番地先まで	令和2年2月13日
		常滑市りんくう町一丁目6番地先から同3番1地先まで	

愛知県告示第39号

愛知県道路公社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項第1号の規定に基づき、道路の区域を次のように変更した。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県道路公社及び愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	中部国際空港線	旧	常滑市りんくう町二丁目11番地先から同多屋町三丁目1番4地先まで	m 26.1 ~ 166.6	km 1.308
		新	同	35.1 ~ 162.9	同

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊川市役所に掲示した。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊川市千両町水久保54の3	大井 茂
同 千両町極楽寺39の1	真河 斉
同 平尾町松ヶ入63の6	谷本 幾史
同 平尾町松ヶ入63の69	長谷川 清
同 平尾町松ヶ入63の70	鈴木 保夫
同 平尾町松ヶ入63の72	山本三代子
同 平尾町松ヶ入63の76	渡辺 葉子
同 平尾町松ヶ入63の77	谷本 勝義
同 平尾町市場沢42の28	加藤 厚子
同 平尾町市場沢42の39	宮道 隆男

2 通知の要旨

令和元年農林水産省告示第96号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊明市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
豊明市	令和元年10月10日から 令和2年2月17日まで	公共測量(航空写真撮影)

次の都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年2月12日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
31尾建 96-142	令和 1.10.2	株式会社住都建設 代表取締役 坂田 勇	名古屋市中区大須一丁目7-5	愛西市柚木町東田面1122-7ほか 8筆の全部及び1122-27の一部ほか
30尾建 96-135	平成 30.11.1	社会福祉法人白百合福祉会 理事長 森 智恵美	愛西市江西町街道西95-4	愛西市江西町街道西86-3ほか 6筆

雑 報

愛知県道路公社公告第9-39号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定に基づき、有料道路に関する工事の一部（りんくうインターチェンジ出口追加及び道路情報板等の機能向上）の完了を次のように公告する。

令和2年2月12日

愛知県道路公社理事長 市川和邦

路線名	工事の一部完了区間	工事の種類	工事完了の日
県道碧南半田常滑線（有料道路知多横断道路）	半田市平和町四丁目から常滑市字小森まで	改築	令和2年2月13日
県道中部国際空港線（有料道路知多横断道路）	常滑市りんくう町二丁目から常滑市錦町一丁目まで	改築	令和2年2月13日
県道中部国際空港線（有料道路中部国際空港連絡道路）	常滑市セントレア三丁目から常滑市りんくう町二丁目まで	改築	令和2年2月13日

